

港区告示第二百三十三号

左記の書類を地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の二及び港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）第六条の規定に基づき、住所及び居所不明の左記の者に対し、公示送達します。

なお、左記の書類は港区産業・地域振興支援部税務課に保管しており、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和八年七月二十三日

港区長 清 家 愛

記

- 一 送達を受けべき者 別紙のとおり
- 二 送達すべき書類 税務関連通知第〇八〇〇七十号から第〇八〇〇七十三号

送達を受けるべき者	送達すべき書類
酒井 弘平	税務関連通知 第080070号
新田 英毅	税務関連通知 第080071号
A P I T H Y Y E N A D J R O R O B E R T	税務関連通知 第080072号
R I C K E R T J R G E R H A R D W E N Z E L	税務関連通知 第080073号